

第 11 回 「企業会計原則」をどうする - 2つの整合性問題 -

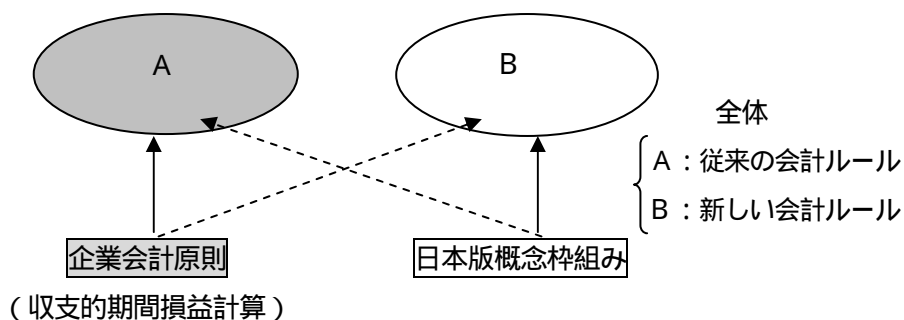
テーマ では、現行の「企業会計原則」と新たな会計基準との整合性の問題をみました。日本版概念フレームワーク作りは、この「企業会計原則」をどうするか、という点ともかかわってきます。

概念フレームワークと「企業会計原則」: 再び全体整合性を問う

Q: 新たな概念枠組みと、これまでの「企業会計原則」のいわば2つのプリンシプルがあることになりそうです。

A: そうです。プリンシプルというレベルで併存しているとも言えますね。ここで、現行の会計ルール全体をいわゆる会計ビッグバン以前の会計ルール(集合A)と、それ以後の金融商品会計や退職給付会計などの新会計ルール(集合B)から構成されているとみたとき、ルール集合AとBとの全体をどう捉えるか、これが1つの論点になります(図表 4.3)。

図 4.3 2つの全体整合性問題



Q: なるほど、わかりやすい全体図ですね。そのうち網掛けのところ、従来の会計ルールと「企業会計原則」ということですね。ところで、図の破線矢印は何を示しているのですか?

A: 第1回の議論でみたように、「企業会計原則」の基礎には損益計算の基本原則(収支的期間損益計算の基本枠組み)があり、個々の会計ルールはその原則から出てきています。少なくとも従来の会計ルールAが基本的にそれとの整合性のもとにあったと言えば、新会計ルールBはその整合性が問題になっているわけです。これが図の破線矢印です。テーマは、実は、この破線矢印に関する議論だったわけです。

Q: では、破線矢印は?

A: はい。今度は、新たな概念枠組みの構想下ではどうかです。それが仮にルール集合Bを支えるものであるなら、今度は逆にルール集合Aとの整合性が問題となるでしょう。これが破線矢印です。

となると、ここに「企業会計原則」と新たな概念枠組みのそれぞれの見地からの“2つ

の全体整合性問題”があることとなります。また、そこにテーマでの全体の捉え方(集合AとBとの関係)の議論がかかわると言えます。

企業 = 「投資の束」という見方: 投資、拘束、解放

Q: なるほど。2つの整合性を検討することで、全体の整合性をみるということですね。

A: そのとおりです。端的に言いますと、新たな概念枠組みのコアには、企業を複数の「投資のかたまり」とみたとうえで、投資の目的に照らして事実へ転化した成果を捉えるという考え方があります。すでに述べたように、新たな概念枠組みでは純利益を「リスクから解放された投資の成果」とし、そのリスクからの解放は「期待から事実への転化」と説明されます。

Q: 「期待から事実への転化」、少し難しいですね。

A: やや専門的になりますが、そこでのキーワードを示せば、「投資」、「拘束」、「解放」です。そして、それらと「期待」と「事実」のむすびつきは、「投資」(期待) 「拘束」 「解放」(事実への転化)となります。

事前の期待から事後の事実への転化が「解放」にほかならず、何を期待した投資かで事実への転化の仕方、すなわち成果の捉え方も異なるわけです。これがポイントです。

この考え方が事業に拘束されていない金融投資では(その典型例は売買目的有価証券)その価値変動 = 広義の「実現した成果」 = 「投資のリスクから解放された成果と同じ」となります。

ちなみに申しますと、この広義の実現した成果という捉え方は、第4回で議論した「補完の論理」よりもむしろ、その説明の中身は異なるにしても、「拡張の論理」に近いとも言えるでしょう。

Q: そうした基本的な考え方は、従来の「企業会計原則」の基本的な考え方にもあるのですか?

A: それが重要なポイントになります。問題は、こうした概念枠組みの基本的な考え方が従来の会計ルール(集合A)も含めてその全体を支え得るものかどうか、集合Aの基礎にある損益計算の基本原則とはどう整合し得るかです。

もしそれが全体を支え得るものであるなら、全体はコアのレベルで不変となります。そのことは、「企業会計原則」と概念フレームワークの双方をつなぐ、より下層にあるコアから説明されねばならないと言えるでしょう。

Q: 結局のところ、全体の整合性はそこにかかっている?

A: そうです。仮に整合性があると言うなら、こうしたコアの階層構造が明らかにされなければなりませんね。例えば、第2回でも議論しましたが、従来の有価証券の原価評価(棚卸資産との同格規定)そこには「企業会計原則」の基本的な考え方がありますね。そして今日の時価評価への変容、そこにはすでにみた新たな概念枠組みの基本的な考え方があります。この原価評価から時価評価への変容を合理的に説明する下層のコアを見つける

ことができるのかどうか。

第1回目の議論において「基本思考 プリンシプル 個々の会計ルール」の3つのレベルで示したように(図1.1)「企業会計原則」というプリンシプルの下層に動態論的思考がある点からしても、私は難しいのではないかと考えています。

整合性と有用性: 「内的な整合性」とは

Q: この他に、新たな概念枠組みの特徴は?

A: さらに、海外の概念書との最大の違いと位置づけられている「内的な整合性」も重要なところですね。特に、英米系の概念書が意思決定有用性の見地に立脚しているだけに、その有用性と整合性との“かねあい”が1つの注目点であるといえます。

Q: 有用性と整合性との“かねあい”とは?

A: 概念枠組みではその関係において、整合性に一定の独立した地位を与えています。この点は注目されることです。ただ、その大枠は証券市場をその中核に据えていることからしても、あくまで意思決定有用性の枠内であることに変わりはないように私には思えます。

そのことは、内的整合性の2つの役割、すなわちイ情報価値を推定する補完的位置、口整合性自体が有用(「質的特性」13項、7項)にもみられます。すなわち、その大枠は意思決定有用性の枠内と言えます(質的特性の関係図も参照)。

Q: 何か具体的に叙述されていますか?

A: はい。たとえば「これは(意思決定有用性 - 引用者)すべての会計情報とそれを生み出すすべての会計基準に要求される規範として機能する」(「質的特性」の序文、傍点は引用者)と明確に謳われていることからわかります。このことは、特に財務報告の環境が変化している場合に、内的整合性の犠牲のもとで有用性が優先される(有用性 > 内的整合性)ことを意味するように思われます。

ここで、「すべての会計基準に要求される規範」、つまりこの最高規範ともいべき規定を、「企業会計原則」そのそれと比較しておきたいと思います。そのことは、両者の見地の相違を理解することにつながると思うからです。

「企業会計原則」での最高規範: 真実性

Q: 「企業会計原則」での最高規範は何ですか?

A: 「企業会計原則」は、一般原則と損益計算書原則および貸借対照表原則の3つの柱から構成されています。損益計算書原則が貸借対照表原則より先に位置していることは、概念フレームワークが貸借対照表の資産・負債から始まっていることと、少なくともその構成上は対照的と言えますね。しかし、ここでは、一般原則なかでも「真実性の原則」に触れておきたいと思います。

「企業会計原則」の一般原則は7つの原則から成っていますが、それらは会計行為に対

する規範または一般的指導原理を示したものとされています。なかでも、その冒頭で「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」と真実性の原則を謳っています。

Q: 「真実性の原則」が重要だと。それと有用性とは?

A: この真実性の原則は、他の 6 つの一般原則よりもさらに上位に位置づけられる企業会計の最高規範であるとも言われています¹。となると、ここで先に述べた概念フレームワークでの「すべての会計基準に要求される規範」、つまり最高規範としての有用性と比較してみたいなるわけです。

両者の最高規範が必ずしも同じでないことは、両者の立脚点が同じでないことを意味します。少なくともここで言えることは、概念フレームワークが証券市場を中核に据えた投資家本位(投資家のための会計)を志向していると言え、真実性を最高規範におく「企業会計原則」のスタンスは、より広い利害関係者を想定していると言えるでしょう。

こうして、「有用性」と「真実性」という両者の最高規範の違いを見ることは、概念フレームワークの立脚点がどこにあるかを浮き彫りにすると言えるでしょう²。

何と整合か

Q: ところで、「内的な整合性」は何との整合性を想定しているのですか?

A: 重要な問いですね。新たな概念枠組みでは会計基準全体を支える「基本的な考え方」と矛盾しないこと(討議資料の「質的特性」6 項)そしてその基本的な考え方とは「会計基準、会計実務、会計研究などについての歴史的経験と集積された知識の総体」としてきます(同 14 項)。

したがって、この整合性の拠り所である「基本的な考え方」の内容がきわめて重要になりますが、そこはかなり抽象的に「歴史的経験と集積された知識の総体」という表現にとどめています。

Q: 「歴史的経験と集積された知識の総体」とは、何を想定しているのでしょうか?

A: それが問題です。少なくとも、「企業会計原則」はそのなかに入っていると思いますね。だからこそ、それと新たな概念枠組みとを比較しているのです。

海外の概念書との最大の違いが「内的な整合性」というのであれば、とりわけ“日本的”概念フレームワークというときその“日本的”なるものをどこに求めるかという点からすれば、その「基本的な考え方」の内容においてどう違うかがきわめて重要になります。ここにわが国の会計アカデミズムの一定の役割があり、そこにプロフェッションとアカデミ

¹ 他の 6 つの原則とは、正規の簿記、資本取引・損益取引区分、明瞭性、継続性、保守主義、単一性、の原則である。

² 概念フレームワークの立脚点がどこにあるかについては、拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」(『経済学論集』第 37 巻第 2・3・4 合併号、2006 年 3 月)で 4 つの基礎論的視点から論じている。

ズムの接点もあると言えます³。

Q:もう少し「内的な整合性」について説明してください。

A:「内的な整合性」が意味を持つのはどういう場合か、これを考えてみればいいかと思えます。それは財務報告を取り巻く環境が変わらない状況下であり、その環境が変化した場合「新たな環境に適合する会計基準の体系を模索する」(「質的要素」8項、傍点は引用者)ということになります。

そうであれば、現在の会計環境はどうかのかが問われます。ここにテーマでの議論、すなわち今日の企業会計の変容をどうとらえるかの議論がかかわると言えます。そのとらえ方いかんでは、将来ではなく現在においても、まさに新たな体系を模索する必要があると言えるでしょう。

Q:会計ルール間の整合性は「内的な整合性」ではないですか?

A:内的整合性は会計ルールの設定方式とも密接にかかわります。それは「一般に成文法のもとでは、ルールの設定・改廃に際し、既存のルールとの関係を常に考慮しなければならない。しかしこうした事実については、これまで国際的な理解が十分には得られてこなかった」(「質的要素」15項、傍点は引用者)というように、海外の概念書に比してある種の“文化的”相違ともいえます。

テーマでは企業会計原則との整合性について議論しましたが、わが国のこれまでの会計ルールはこの「企業会計原則」といういわば整合性の拠り所があったと言えます。その拠り所が、すでに議論してきたように、会計環境の変化によってその基盤が揺らいでいるわけです。それを象徴するのが、第1回で議論した動態論思考(端的にはピランツシェーマ)の今日的限界ないし不適合性です。

Q:新たな概念枠組みの展望はどうですか?

A:したがって、ここに会計基準の新たな整備が求められますが、その際、新たな体系とその下での内的整合性を重視するルール設定のあり方がどこまで国際的(特に英米系の基本的な考え方)に理解され通用しうるか。ここにもまたルール設定の基礎にある「理論」の重要性が密接にかかわるといえます。

概念フレームワークの構築は今後さまざまな議論はあるでしょうが、あたかも半世紀前の「企業会計原則」の制定が理論的にも実践的にもそのパラダイム効果を果たしたと同様に、あらたな時代文脈におけるパラダイム効果を果たしていく可能性があることは確かであるように思えます。

歴史の文脈で:理論の重要性とその再興

Q:あらたな時代文脈におけるパラダイムになっていくのでしょうか?

³ その点で「討議資料」の作成にあたった「基本概念ワーキング・グループ」の中心メンバーが大学の研究者であることには一定の意味があるという。特に制度の設計にあたって、それをその基礎から支える「理論」の重要性が指摘されるが、この点は後で触れたい。

A: 現在の理解と未来の予見には、過去を知ることが重要になります。そのことは自然科学でもそうでしょうが、とりわけ社会科学では重要な視点といえます。

すでに繰り返し述べてきたように、わが国の制度会計の中核に存在してきた「企業会計原則」は、その歴史に照らして新たな時代に直面しています。それといわば“表と裏”の関係において、概念フレームワークの制度会計上の意味はきわめて大きいといえます。その制度会計上の位置については、すでに図表 4.1 で示しましたが、その中核にある証券市場のさらなる基礎について触れることで、日本版概念フレームワークを歴史の文脈のなかで相対化しておきたいと思います。

Q: 歴史の文脈でみるとは?

A: まず重要なことは、テーマでも議論したように、企業会計の今日の変容をその基礎にあるものからとらえるという視点です。日本版概念フレームワークも、そうした視点からみればいっそう理解されるといえるでしょう。

たとえば、私はその基礎にあるものについて、次のように述べました。幾分長くなりますが、ここに引用しておきたいと思います。

「...とりわけコモモンローにかかわる『デファクト・スタンダード(事実上の標準)』という視点が重要に思える。図式化すれば、『投資銀行および機関投資家 アングロサクソン・モデルの伝播 デファクト・スタンダードの国際的浸透 IAS(IFRS)などの会計基準の国際化』という構図である。こうした英米基準の基礎にあるもの(アングロサクソン・モデルの本質) とりわけその生成変遷の理解なくして、今日起きている会計諸問題のよってたつところはなかなか見えてこないといえる。さらにいえば、こうした株主(投資家)資本主義が資本主義経済の1つのあり方 “アングロサクソン流金融資本主義” にすぎず、したがってその生成変遷の一過程(1つの局面)であることをふまえたうえで、今日的会計現象を捉える視点(史的・総体的相対化)が重要になる。...いずれにせよ、企業会計の今日の変容も、そうした歴史の文脈のなかで、すなわち経済の発展過程とりわけ証券市場の発展過程および株式会社制度の発展過程の一環として捉えていくことで、その本質的な理解が得られるといえる」(石川[2004a]28-29頁)

Q: デファクト・スタンダードの国際的浸透とは?

A: そこがポイントです。上記引用の観点からすれば、「...市場関係者等の意見を受けて整備・改善されれば、いずれはデファクト・スタンダードとしての性格を持つことになるであろう」(「討議資料」の「公表にあたって」というとき、まさにそのデファクト・スタンダードが単にわが国でのそれにとどまらず、「投資銀行および機関投資家 アングロサクソン・モデルの伝播 デファクト・スタンダードの国際的浸透 IAS(IFRS)などの会計基準の国際化」という世界構図のなかに組み込まれていかざるをえない側面をもつ、と云うことです。

Q: では、日本版概念フレームワークの意義は?

A: こうした世界構図のなかで、なお“日本版”概念フレームワークの存在意義を示していくにはそれ相当の困難がともなうと思われます。この点で、新会社法の構想にあたって、次の指摘は示唆的です。

すなわち、資本市場法制・株式会社法制の長い歴史をもつ欧米に比して、「...しかし日本は彼ら以上に物事を論理的に構成し、そうして出てきた結論を絶えず着実に実行していく努力が必要である。理論は彼らよりも常に優れていなければならないのである」(上村[2002]序文 頁、傍点は引用者)と。

証券市場を中核に据えた法制度もそして会計制度も、その構想にあたってなぜ「理論は彼らよりも常に優れていなければならない」のか、その意味合いがとても大切だと言えますね。

会計基準の憲法作り：英知と協力で

Q: 概念フレームワークは会計の「憲法」だと言われますね。

A: 新たな概念枠組みのための「討議資料」は日本で初めての概念フレームワークの文章化であり、会計基準の憲法作りとも言えます。法での「憲法」の本質は個人からの国家に対する制限、つまり権力に勝手なことをさせない、ということにあります⁴。昨今、会計の社会における役割や影響の大きさが認知されるとともに、政治権力の圧力や干渉を受けることも多くなってきましたが、政治に翻弄されないための理論的権威の確立という点でも、概念フレームワークを会計の憲法になぞらえるにはそれなりの意味があると言えるでしょう。

Q: 会計が政治に翻弄される?

A: はい。近時では時価会計や減損会計に対する政治圧力(その凍結・延期)が1つの政治問題になりましたね。重要なのは、「規範」と「現実」の捉え方です。すなわち、規範を大きく変容する現実にあわすか、それとも逆に現実を規範にあわすかです。前者が今日的な傾向であろうかと思われますが、まずもって規範の基本理念が何であるかの論議が重要だと言えますね。

ちなみに、政治に翻弄される会計の姿については、拙著『変わる社会、変わる会計』(日本評論社、2006年)トピック14「時価会計・減損会計見直しの構図 - 凍結と延期の政治圧力 -」で詳しく述べています。

Q: 新たな概念枠組み構築と会計基準の国際的統合とはどうかかわりますか?

A: いい質問です。新たな概念枠組みの構築は、国際的なコミュニケーションの手段としての役割も期待されています。しかし、たんなるコミュニケーションにとどまらず、会計基準の争点にあたって自らの主張を堂々とするためには、とりわけ相互承認のためには

⁴国家から個人ではなく、その逆向きのベクトルが「立憲主義」のかなめと言える。その現代的意義については、樋口[2000] 章を参照。

(たとえばいわゆる「2007年問題」) 何よりもその基礎にある考え方を明確に示す必要があります。その自信と覚悟の裏づけが概念フレームワーク作りと言えますね。

国際化とは、換言すれば(英米系の基本的な考え方と) 孤立化しないということです。新たな概念枠組みで示された純利益重視の計算構造と「内的な整合性」は、アングロサクソン流儀の概念フレームワークと一線を描しつつ、すでにみたように、そこには孤立化を避けるある種巧妙な仕掛けも施されています。

Q: 新たな概念枠組み構築のために何が必要ですか?

A: かつて黒澤清(元企業会計基準審議会会長)は「企業会計原則」の設定に関し、「批判することは、会計学者はもちろん、誰にでもできることである。しかしこれを『実体ある存在』たらしめ、会計に関する制度的基盤として確立する仕事は、至難の問題であった。勇気と英知と協力が必要であった」(黒澤[1984]10頁)。(黒澤[1984]10頁)と述懐しています。まさに、「討議資料」の苦心と本音がどこにあるかを見定めて、この至難の課題に対しいっそうの英知と協力が望まれると言えるでしょうね。

(以上、06年8月)